

第7節 在宅医療等

1 現状

(1) 疾病構造の変化や高齢化の進展に伴い要介護認定者は大幅に増加しており、自宅や地域で疾病や障害を抱えつつ療養生活を送る者は今後も増加するとされ、国は、在宅医療を受ける患者数は令和22年以降に最も多くなる見込みとしています。

本県で実施した令和4年度高齢者基礎調査（県内に居住する満65歳以上の男女個人対象）では、介護が必要になった場合、自宅で介護を受け、自宅での生活の継続を希望する割合は、47.7%となっています。

(2) 県内の令和5（2023）年における65歳以上の高齢者人口は、約71.5万人であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12（2030）年には約72万人になるとされています。また、県内の令和2（2020）年における高齢単身世帯または高齢者夫婦世帯は、約19万世帯であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12（2030）年には約22万世帯になると推計されています。

(3) 令和2（2020）年において訪問診療を実施している診療所は438か所、病院は53か所となっています。また、在宅での看取りを実施している診療所は141か所、病院は19か所となっています。

(4) 在宅療養支援診療所の数は、令和5（2023）年4月時点で130か所、診療所数全体の7.7%となっています。なお、機能強化型の在宅療養支援診療所の届出医療機関は22か所となっています。

(5) 在宅療養支援病院の数は、令和5（2023）年4月時点で24か所、病院数全体の20.2%となっています。なお、機能強化型の在宅療養支援病院の届出医療機関は9か所となっています。

(6) 訪問看護ステーションの数は、一般社団法人全国訪問看護事業協会の調査では令和5（2023）年4月1日現在で181か所、人口10万人当たりで8.5となっています。

(7) 令和3年医療施設調査では、病院における入院患者の平均在院日数は29.3日で、全国平均27.5日より長く遅めに退院する傾向にあります。

(8) 訪問歯科診療を実施した歯科診療所数及び病院歯科数（令和2年（2020）年）は県全体で人口10万対23.3であり、全国平均の人口10万対17.3を上回っているものの、訪問歯科診療を受けた患者数（令和2年（2020）年）は、県全体で人口10万対2260.9であり、全国平均の人口10万対4588.4を下回っています。

また、在宅療養支援歯科診療所の数は、令和4（2022）年3月末現在で130か所であり、県全体（人口10万対5.9）では全国平均（人口10万対6.7）をやや下回っています。

(9) 在宅療養において適切な服薬支援等を行う在宅患者訪問薬剤管理指導業務を実施している薬局数は、県全体（人口10万対9.6）では全国平均（人

口 10万対10.0)を若干下回っています。

在宅患者訪問薬剤管理指導を受けた者の数は、県全体(人口10万対141.7)で全国平均(人口10万対240.8)の半数程度となっています。

(10) 24時間対応が可能な薬局の数は、令和3(2021)年12月31日現在363か所で、薬局全体の30.8%となっています。

(11) 疼痛等に対する在宅緩和ケアに必要な医療用麻薬を取り扱うことができる薬局数は、令和3(2021)年12月31日現在、1,048か所(人口10万対47.3)で、全国平均(人口10万対41.7)を上回っています。

2 課題

(1) 在宅医療の基盤整備

ア 療養生活を送る場所に対する県民のニーズは多様化しており、それらを踏まえて在宅医療提供体制を整備していく必要があります。

イ 自宅等住み慣れた地域での療養生活を希望する県民の受け皿の一つとして、在宅医療の提供体制の基盤整備が必要とされています。

ウ 在宅医療を取り巻く状況は、各地域の医療資源、人材、過疎、住民ニーズ等の状況によりそれぞれ異なることから、在宅医療の提供体制整備は、各地域の実情に合わせて取り組んでいくことが重要です。

(2) 在宅医療の円滑かつ継続的な提供

【退院支援】

円滑な在宅療養移行に向けて、入院医療機関と在宅医療を実施する診療所、病院、歯科診療所、薬局、訪問看護サービス事業者、在宅介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者等との協働による退院支援が可能な体制の整備が必要です。

【日常の療養生活の支援】

多職種協働による患者やその家族の生活を支える観点からの医療・介護サービス、障害福祉サービス、緩和ケア、口腔健康管理、栄養管理の提供や家族への支援など日常の療養生活支援が可能な体制整備が必要です。

【急変時の対応】

患者の病状急変時における往診や訪問看護の体制及び入院病床の確保など、急変時に対応が可能な体制整備が必要です。

【看取り】

終末期の患者や家族の希望に応じて、住み慣れた自宅や地域での看取りが可能な体制整備が必要です。

3 目指す状態（最終アウトカム）

在宅での療養を望む県民が、医療や福祉を受けながら、生涯住み慣れた地域で自分らしい生活ができている。

目指す状態を達成するための 中間成果（中間アウトカム）	個別施策により直接得られる成果（初期アウトカム）
在宅医療の基盤整備	
<p>1 在宅療養において医療を必要とする患者への在宅医療の提供が可能な体制が確保されている。</p>	<p>【訪問診療・訪問看護の基盤整備】</p> <p>1 訪問診療を提供する診療所、病院が増加している。</p> <p>2 1 機関あたりの訪問診療患者数が増加している。</p> <p>3 地域の資源の状況に応じ、訪問看護を提供する機関が増加している。</p> <p>4 1 機関あたりの訪問看護利用者数が増加している。</p> <p>【在宅医療の支援】</p> <p>5 在宅療養後方支援病院等、在宅医療を支援する病院が増加している。</p>
在宅医療の円滑かつ継続的な提供	
<p>【退院支援】</p> <p>1 入院医療機関と在宅療養に係る機関の連携により、継続的な医療提供ができている。</p>	<p>1 入院医療機関において、入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援を開始している。</p> <p>2 入院医療機関と在宅療養に係る機関の間で、退院後の患者の病状変化やその対応に係る情報共有ができている。</p>
<p>【日常の療養生活の支援】</p> <p>2 在宅療養に係る機関の連携強化により、在宅療養者とその家族を支えるためのサービスが継続的・包括的に提供できている。</p>	<p>1 地域包括支援センター、入院医療機関、在宅療養支援診療所又は居宅介護支援事業所等から患者に対し、在宅療養に必要なサービスを適切に紹介できている。</p> <p>2 在宅療養に係る機関間で定期的な患者情報の共有ができている。</p>

	<p>3 定期的な訪問診療及び訪問看護の実施や多職種との連携により、患者の病状に係る管理が可能な体制が確保できている。</p> <p>4 身近な地域で在宅歯科医療が受けられる体制が整備されている。</p> <p>5 在宅歯科医療連携室等を通じ、歯科診療所と後方支援機能を有する病院歯科との連携や医科歯科連携など、関係者の連携体制が整備されている。</p> <p>6 医薬品や医療機器等の提供を円滑に行うための体制が確保できている。</p> <p>7 患者の状態に応じた栄養管理や適切な食事提供に資する情報を提供する体制が確保できている。</p> <p>8 在宅療養に関わる医療・介護従事者等による、身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供できる体制が確保できている。</p>
<p>【急変時の対応】</p> <p>3 急変時に連絡対応可能な体制があり、かつ、必要な場合は在宅医療を担う機関及び入院医療機関との円滑な連携による診療体制が確保できている。</p>	<p>1 在宅医療を担う機関において24時間連絡対応可能な体制を確保できている。</p> <p>2 入院医療機関において、在宅療養者の病状が急変した際の受入体制がある。</p> <p>3 急変時の連絡先や対応等を想定し、関係する機関間での情報共有ができています。</p>
<p>【看取り】</p> <p>4 患者が望む場所での看取りが実施できている。</p>	<p>1 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを実施できる体制が構築できている。</p> <p>2 在宅医療を担う機関において24時間連絡対応可能な体制を確保できている。</p> <p>3 患者や家族等に対し、自宅や住み慣れた地域で受けられる看取りに関する適切な情報提供ができています。</p> <p>4 患者の意思決定支援が可能な体制が確保できている。</p>

4 個別施策

(1) 在宅医療の基盤整備

- ア 医療関係者への普及啓発等による一般の診療所・病院による在宅医療の実施を促進します。
- イ 訪問診療を担う診療所及び病院の機能強化を促進します。
- ウ 訪問診療を担う診療所及び病院の機能強化に資する連携を担う拠点を強化します。
- エ 訪問看護ステーションの整備を促進します。
- オ 訪問看護ステーションの機能強化を促進します。
- カ 訪問看護ステーションの機能強化に資する連携を担う拠点を強化します。
- キ 夜間や医師不在時の患者の病状の急変等における訪問診療や訪問看護の支援や患者の病状が急変した際の一時受入れ等を行う、在宅医療を支援する病院・診療所の整備を促進します。

(2) 在宅医療の円滑かつ継続的な提供

【退院支援】

- ア 地域における入退院支援に関するルール作成等を促進します。
- イ 多職種による退院前カンファレンスの実施の好事例の展開など、在宅療養に係る機関が必要な情報を相互に共有できる機会の確保を促進します。

【日常の療養生活の支援】

- ア 在宅療養に必要なサービスの紹介が可能な体制の構築を促進します。
- イ 医療・介護・福祉従事者間の ICT 活用等による効率的な患者情報を共有する仕組み構築を促進します。
- ウ 医療関係者への普及啓発等による一般の診療所・病院による在宅医療の実施を促進します。
- エ 訪問診療を担う診療所及び病院の機能強化を促進します。
- オ 訪問看護ステーションの整備を促進します。
- カ 訪問看護ステーションの機能強化を促進します。
- キ 歯科医師会等と連携した、在宅療養支援歯科診療所及び病院歯科機能の整備や一般の歯科診療所による在宅歯科医療の実施を促進します。
- ク 在宅歯科医療が円滑に提供されるよう、在宅歯科医療連携室等を通じて、歯科診療所と一般診療所・病院及び在宅介護サービス事業者等との連携を促進します。
- ケ 薬剤師会等と連携し、薬局と医療機関との連携（病診薬連携）を図り、薬局における小児も含めた患者への訪問薬剤管理指導の積極的な取組を促進します。
- コ 栄養士会等による、在宅療養患者の状態に応じた栄養管理の実施に向けた取組を促進します。
- サ 身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリについて、在宅医療

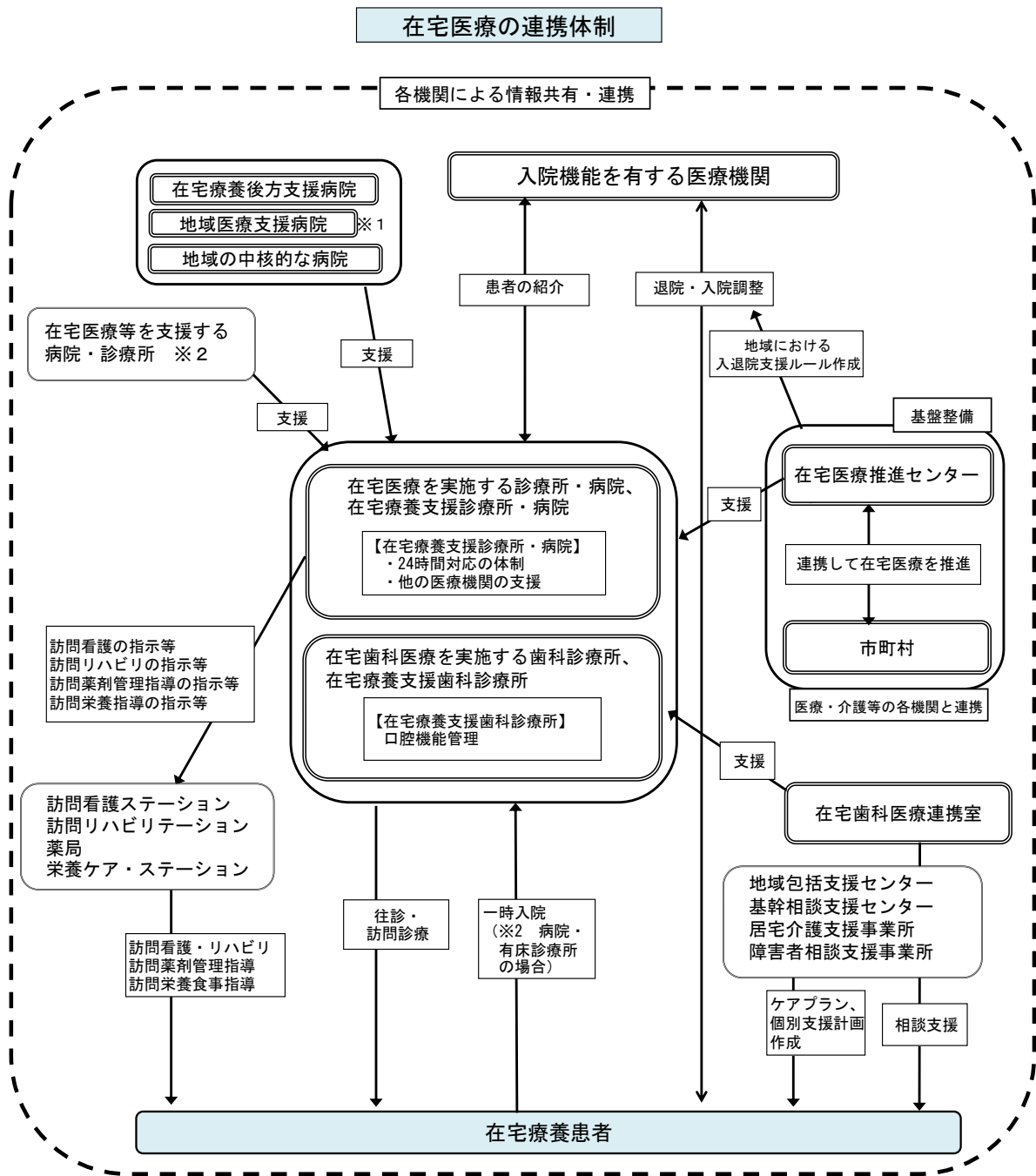
に関わる医療・介護従事者等が患者に対して適切に提供できる体制構築を促進します。

【急変時の対応】

- ア 訪問診療を担う診療所及び病院の機能強化を促進します。
- イ 訪問看護ステーションの機能強化を促進します。
- ウ 夜間や医師不在時の患者の病状の急変時等における診療、訪問看護及び薬局の支援や患者の病状が急変した際の一時受入れ等を行う、在宅医療を支援する病院・診療所の整備を促進します。
- エ 救急キットやICT等の活用を促進します。
- オ 搬送先として想定される医療機関や消防関係者と在宅療養に係る機関間での在宅療養患者や家族への対応方法に関する協議やルールづくりを支援します。

【看取り】

- ア 訪問診療を担う診療所及び病院の機能強化を促進します。
- イ 訪問看護ステーションの機能強化を促進します。
- ウ 薬剤師会等と連携した、薬局と医療機関との連携（病診薬連携）を図った薬局における訪問薬剤管理指導の積極的な取組を促進します。
- エ 意思決定支援やACPを踏まえた関わり方・サービス提供が行われるよう、県民はもとより在宅医療・介護従事者に対する研修等の実施を促進します。



※1 「在宅療養後方支援病院」、「地域医療支援病院」及び「地域の中核的な病院」は、在宅療養者が重症化した場合における救急医療や専門的な医療を担うことにより、「在宅医療等を実施する医療機関」を支援。

※2 「在宅医療等を支援する病院・診療所」は、自ら在宅医療等を提供するとともに、他の医療機関が対応しきれない場合における診療支援や患者の病状が急変した際の一時受け入れ等を行うことにより、「在宅医療等を実施する医療機関」を支援。

「在宅医療」の医療連携体制において必要となる医療機能

病期の区分	医療機能	各医療機関等に求められる事項	医療機関等の例	関係機関の例			
退院支援	入院医療機関に求められる事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 退院支援担当者を配置していること 2 入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援を開始すること 3 退院前カンファレンスや文書・電話等で、在宅医療に係る機関との情報共有を図ること 	病院、有床診療所	訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、在宅歯科医療連携室、障害福祉関係機関*、栄養ケア・ステーション			
	在宅医療を実施する医療機関等に求められる事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅療養者のニーズに応じて、医療や介護を包括的に提供できるよう調整すること 2 在宅医療や介護の担当者間で、今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し、連携していること 	診療所、病院、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所				
日常の療養支援・急変時の対応	在宅医療を実施する医療機関等に求められる事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 往診、訪問診療、訪問看護を実施すること 2 病状急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者やその家族に提示し、自院または近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により、24時間対応が可能な体制を確保していること 3 入院機能を有する場合には、在宅療養者の病状が急変した際の一時受入れを行うこと 4 相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保していること 5 地域ケア会議において在宅療養者に関する検討をする際には積極的に参加すること 6 身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する体制を関係機関と連携して構築すること 	在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、在宅介護サービス事業所、在宅歯科医療連携室、障害福祉関係機関*、栄養ケア・ステーション			
		<ol style="list-style-type: none"> 1 往診、訪問診療、訪問看護を実施すること 2 病状急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者やその家族に提示し、連絡可能な体制を確保していること。 3 相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保していること 4 医療関係者は、地域ケア会議において在宅療養者に関する検討をする際には積極的に参加すること 5 身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する体制を関係機関と連携して構築すること 	在宅医療を実施する診療所・病院				
		<ol style="list-style-type: none"> 1 往診、訪問歯科診療を実施すること 2 口腔機能管理を実施すること 3 相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保していること 4 地域ケア会議において在宅療養者に関する検討をする際には積極的に参加すること 5 身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する体制を関係機関と連携して構築すること 	在宅療養支援歯科診療所				
		<ol style="list-style-type: none"> 1 往診、訪問歯科診療を実施すること 2 相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保していること 3 地域ケア会議において在宅療養者に関する検討をする際には積極的に参加すること 4 身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する体制を関係機関と連携して構築すること 	歯科診療所				
		<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問薬剤管理指導を実施すること 2 医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備していること 3 病状急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者やその家族に提示し、開局時間外に調剤を行うための体制を整備していること 4 相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保していること 5 地域ケア会議において在宅療養者に関する検討をする際には積極的に参加すること 6 在宅医療チームの一員として小児等の在宅医療にも対応できる体制を整備していること 7 在宅医療における麻薬や無菌製剤の調剤の応需体制を整備していること 	薬局				
		<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護を実施すること（急変時の対応も含む） 2 相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保していること 3 地域ケア会議において在宅療養者に関する検討をする際には積極的に参加すること 4 身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する体制を関係機関と連携して構築すること 	訪問看護事業所				
		<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅医療を実施している医療機関（特に無床診療所）が担当する在宅療養者の病状が急変した際に、必要に応じて一時受け入れを行うこと 2 重症で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制をとっていること 	病院、有床診療所				
		看取り	在宅医療を実施する医療機関等に求められる事項		<ol style="list-style-type: none"> 1 終末期の症状に対する患者や家族の不安を解消し、患者や家族が望む場所での看取りを行うことができる体制をとっていること 2 患者や家族に対して、在宅における医療・介護及び看取りに関する適切な情報提供を行うこと 3 地域における看取りを必要に応じて支援すること 	診療所、病院、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、在宅介護サービス事業所、障害福祉関係機関*
			入院医療機関に求められる事項		在宅医療を実施する医療機関で看取りに対応できない場合について、必要に応じて受け入れること	病院、有床診療所	

病期の区分	医療機能	各医療機関等に求められる事項	医療機関等の例	関係機関の例
在宅医療の支援	在宅療養後方支援病院等に求められる事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅医療を実施する医療機関が対応困難な重症例の受入れを行うこと 2 在宅医療を実施する医療機関等の連携の緊密化のための支援を行うこと 3 患者や地域の医療機関に対して在宅医療を実施する医療機関等に関する情報提供を行うこと 	在宅療養後方支援病院、地域医療支援病院、地域の中核的な病院	
	在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅医療を積極的に行う診療所及び病院であること 2 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時における診療の支援を行うこと 3 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること 4 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること 5 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと 6 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること 7 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと 	在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院	
	在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等とともに、今後の基盤整備及び連携の推進に資することを行うこと 2 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供できるよう、関係機関との調整を行うこと 3 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること 4 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと 5 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること 	在宅医療推進センター	

※ 二次保健医療圏ごとの具体的な医療機関名については、毎年度見直しを行い、県のホームページ等で公表。

* 障害者相談支援事業者、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所

第8次新潟県地域保健医療計画 「在宅医療等」ロジックモデル

番号	D 個別施策	番号	C 初期アウトカム
----	--------	----	-----------

在宅医療の基盤整備

【訪問診療・訪問看護の基盤整備】

	個別施策		初期アウトカム	指標
1	医療関係者への普及啓発等による一般の診療所・病院による在宅医療の実施の促進	→	1 訪問診療を提供する診療所、病院が増加している	訪問診療を実施している診療所・病院数
2	・訪問診療を担う診療所及び病院の機能強化の促進 ・訪問診療を担う診療所及び病院の機能強化に資する連携を担う拠点の強化	→	2 1機関あたりの訪問診療患者数が増加している	・機能強化型在宅療養支援診療所・病院数、在宅療養支援診療所・病院数 ・1機関あたりの患者数
3	訪問看護ステーションの整備の促進	→	3 地域の資源の状況に応じ、訪問看護を提供する機関が増加している	訪問看護事業所数
4	・訪問看護ステーションの機能強化の促進 ・訪問看護ステーションの機能強化に資する連携を担う拠点の強化	→	4 1機関あたりの訪問看護利用者数が増加している	・機能強化型訪問看護ステーション数（医療保険） ・看護体制強化加算の届け出をしている訪問看護事業所数（介護保険） ・1機関あたりの利用者数 ・大規模・中規模の訪問看護事業所の割合

【在宅医療の支援】

5	夜間や医師不在時、患者の病状の急変等における訪問診療や訪問看護の支援、患者の病状が急変した際の一時受入れ等を行う、在宅医療を支援する病院・診療所の整備の促進	→	5 在宅療養後方支援病院等、在宅医療を支援する病院が増加している	・在宅療養後方支援病院数 ・機能強化型在宅療養支援病院数、在宅療養支援病院数
---	--------------------------------------------------------------------------------	---	----------------------------------	-------------------------------------------

在宅医療の円滑かつ継続的な提供

【退院支援】

	個別施策		初期アウトカム	指標
6	地域における入退院支援に関するルール作成等の促進	→	6 入院医療機関において、入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援を開始している	・入退院支援加算を算定している機関数 ・入院時情報連携加算を算定している居宅介護支援事業所数
7	多職種による退院前カンファレンスの実施の好事例の展開など、在宅療養に係る機関が必要な情報を相互に共有できる機会の確保促進	→	7 入院医療機関と在宅療養に係る機関の間で、退院後の患者の病状変化やその対応に係る情報共有ができています	・退院時共同指導料を算定している機関数 ・退院退所加算を算定している居宅介護支援事業所数

番号	B 中間アウトカム	番号	A 最終アウトカム
----	-----------	----	-----------

	中間アウトカム	指標
1	在宅療養において医療を必要とする患者への在宅医療の提供が可能な体制が確保されている	訪問診療を受けた患者数 13,041人（2029年度）
		訪問看護利用者数（医療・介護）

	最終アウトカム	指標
1	在宅での療養を望む県民が、医療や福祉を受けながら、生涯住み慣れた地域で自分らしい生活ができている	在宅看取り数（自宅及び老人ホームでの看取り数）

	中間アウトカム	指標
2	入院医療機関と在宅療養に係る機関の連携により、継続的な医療提供ができている	退院支援（退院調整）を受けた患者数

第8次新潟県地域保健医療計画 「在宅医療等」ロジックモデル

番号	D 個別施策	番号	C 初期アウトカム
----	--------	----	-----------

在宅医療の円滑かつ継続的な提供

【日常の療養生活の支援】

8	在宅療養に必要なサービスの紹介が可能な体制の構築促進	→	8	地域包括支援センター、入院医療機関、在宅療養支援診療所又は居宅介護支援事業所等から患者に対し、在宅療養に必要なサービスを適切に紹介できている	
9	医療・介護・福祉従事者間の患者情報共有する仕組み構築の促進	→	9	在宅療養に係る機関間で定期的な患者情報の共有ができています	
10	・医療関係者への普及啓発等による一般の診療所・病院による在宅医療の実施の促進 ・訪問診療を担う診療所及び病院の機能強化の促進	→	10	定期的な訪問診療及び訪問看護の実施や多職種との連携により、患者の病状に係る管理が可能な体制が確保できている	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療を実施している診療所・病院数 ・機能強化型在宅療養支援診療所・病院数、在宅療養支援診療所・病院数 ・1機関あたりの患者数
11	・訪問看護ステーションの整備の促進 ・訪問看護ステーションの機能強化の促進				<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護事業所数 ・機能強化型訪問看護ステーション数（医療保険） ・看護体制強化加算の届け出をしている訪問看護事業所数（介護保険）
12	・歯科医師会等と連携した、在宅療養支援歯科診療所及び病院歯科機能の整備や一般の歯科診療所による在宅歯科医療の実施促進 ・在宅歯科医療が円滑に提供されるよう、在宅歯科医療連携室等を通じて、歯科診療所と一般診療所・病院及び在宅介護サービス事業者等との連携促進				<ul style="list-style-type: none"> ・歯科訪問診療を実施している診療所・病院数 ・訪問歯科衛生指導を実施している診療所・病院数 ・在宅療養支援歯科診療所数
13	薬剤師会等と連携し、薬局と医療機関との連携（病診薬連携）を図り、薬局における小児も含めた患者への訪問薬剤管理指導の積極的な取組の促進				<ul style="list-style-type: none"> ・訪問薬剤指導を実施する薬局・診療所・病院数（医療） ・訪問薬剤指導を実施する薬局・診療所・病院数（介護） ・小児の訪問薬剤管理指導を実施している薬局数
14	栄養士会等による、在宅療養患者の状態に応じた栄養管理の実施に向けた取組の促進				訪問栄養食事指導を受けた患者数
15	身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリについて、在宅医療に関わる医療・介護従事者等が患者に対して適切に提供できる体制構築の促進				訪問リハビリテーションを実施している診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院数

B 中間アウトカム		A 最終アウトカム	
3	在宅療養に係る機関の連携強化により、在宅療養者とその家族を支えるためのサービスが継続的・包括的に提供できている	1	在宅での療養を望む県民が、医療や福祉を受けながら、生涯住み慣れた地域で自分らしい生活ができている【再掲】
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療を受けた患者数 ・小児の訪問診療を受けた患者数 		在宅看取り数（自宅及び老人ホームでの看取り数）
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護利用者数（医療・介護） ・小児の訪問看護利用者数 		
	訪問歯科診療を受けた患者数		
	訪問歯科衛生指導を受けた患者数		
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問薬剤管理指導を受けた患者数（医療・介護） ・小児の訪問薬剤管理指導を受けた患者数 ・麻薬の調剤かつ訪問薬剤管理指導を受けた患者数（医療・介護） ・無菌調剤の調剤かつ訪問薬剤管理指導を受けた患者数 		
	訪問栄養食事指導を受けた患者数		
訪問リハビリテーションを受けた患者数（医療・介護）			

第8次新潟県地域保健医療計画 「在宅医療等」ロジックモデル

番号	D 個別施策	番号	C 初期アウトカム
16	・歯科医師会等と連携した、在宅療養支援歯科診療所及び病院歯科機能の整備や一般の歯科診療所による在宅歯科医療の実施促進 ・在宅歯科医療が円滑に提供されるよう、在宅歯科医療連携室等を通じて、歯科診療所と一般診療所・病院及び在宅介護サービス事業者等との連携促進	→ 11	・身近な地域で在宅歯科医療が受けられる体制が整備されている ・在宅歯科医療連携室等を通じ、歯科診療所と後方支援機能を有する病院歯科との連携や医科歯科連携など、関係者の連携体制が整備されている
17	薬剤師会等と連携し、薬局と医療機関との連携（病診薬連携）を図り、薬局における小児も含めた患者への訪問薬剤管理指導の積極的な取組の促進	→ 12	医薬品や医療機器等の提供を円滑に行うための体制が確保できている ・訪問薬剤指導を実施する薬局・診療所・病院数（医療） ・訪問薬剤指導を実施する薬局・診療所・病院数（介護） ・麻薬（持続注射療法を含む）の調剤かつ訪問薬剤管理指導を実施している薬局数（医療・介護） ・無菌製剤（TPN輸液を含む）の調剤かつ訪問薬剤管理指導を実施している薬局数
18	栄養士会等による、在宅療養患者の状態に応じた栄養管理の実施に向けた取組の促進	→ 13	患者の状態に応じた栄養管理や適切な食事提供に資する情報を提供する体制が確保できている 訪問栄養食事指導を受けた患者数
19	身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリについて、在宅医療に関わる医療・介護従事者等が患者に対して適切に提供できる体制構築の促進	→ 14	在宅療養に関わる医療・介護従事者等による、身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供できる体制が確保できている 訪問リハビリテーションを実施している診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院数

【急変時の対応】

20	・訪問診療を担う診療所及び病院の機能強化の促進 ・訪問看護ステーションの機能強化の促進	→ 15	在宅医療を担う機関において24時間連絡対応可能な体制を確保できている 機能強化型在宅療養支援診療所・病院数、在宅療養支援診療所・病院数 ・機能強化型訪問看護ステーション数（医療保険） ・看護体制強化加算の届け出をしている訪問看護事業所数（介護保険） ・24時間対応可能な薬局数 ・麻薬（持続注射療法を含む）の調剤かつ訪問薬剤管理指導を実施している薬局数（医療・介護） ・無菌製剤（TPN輸液を含む）の調剤かつ訪問薬剤管理指導を実施している薬局数
----	------------------------------------------------	------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3	在宅療養に係る機関の連携強化により、在宅療養者とその家族を支えるためのサービスが継続的・包括的に提供できている【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療を受けた患者数 ・小児の訪問診療を受けた患者数 	在宅での療養を望む県民が、医療や福祉を受けながら、生涯住み慣れた地域で自分らしい生活ができている【再掲】	在宅看取り数（自宅及び老人ホームでの看取り数）
---	-------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------	-------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護利用者数（医療・介護） ・小児の訪問看護利用者数
訪問歯科診療を受けた患者数
訪問歯科衛生指導を受けた患者数
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問薬剤管理指導を受けた患者数（医療・介護） ・小児の訪問薬剤管理指導を受けた患者数 ・麻薬の調剤かつ訪問薬剤管理指導を受けた患者数（医療・介護） ・無菌調剤の調剤かつ訪問薬剤管理指導を受けた患者数
訪問栄養食事指導を受けた患者数
訪問リハビリテーションを受けた患者数（医療・介護）

1	在宅での療養を望む県民が、医療や福祉を受けながら、生涯住み慣れた地域で自分らしい生活ができている【再掲】	在宅看取り数（自宅及び老人ホームでの看取り数）
---	------------------------------------------------------	-------------------------

4	急変時に連絡対応可能な体制があり、かつ、必要な場合は在宅医療を担う機関及び入院医療機関との円滑な連携による診療体制が確保できている	機能強化型在宅療養支援診療所・病院数、在宅療養支援診療所・病院数
		<ul style="list-style-type: none"> ・機能強化型訪問看護ステーション数（医療保険） ・看護体制強化加算の届け出をしている訪問看護事業所数（介護保険）
		24時間対応可能な薬局数

1	在宅での療養を望む県民が、医療や福祉を受けながら、生涯住み慣れた地域で自分らしい生活ができている【再掲】	在宅看取り数（自宅及び老人ホームでの看取り数）
---	------------------------------------------------------	-------------------------

第8次新潟県地域保健医療計画 「在宅医療等」ロジックモデル

番号	D 個別施策	番号	C 初期アウトカム
21	夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療、訪問看護及び薬局の支援や、患者の病状が急変した際の一時受入れ等を行う、在宅医療を支援する病院・診療所の整備の促進	→ 16	入院医療機関において、在宅療養者の病状が急変した際の受入体制がある 在宅療養後方支援病院数 機能強化型在宅療養支援病院数、在宅療養支援病院数
22	・救急キットやICT等の活用の促進 ・搬送先として想定される医療機関や消防関係者と在宅療養に係る機関間での、在宅療養患者や家族への対応方法に関する協議やルールづくりの支援	→ 17	急変時の連絡先や対応等を想定し、関係する機関間での情報共有ができています

【看取り】

23	・訪問診療を担う診療所及び病院の機能強化の促進 ・訪問看護ステーションの機能強化の促進 ・薬剤師会等と連携した、薬局と医療機関との連携（病診薬連携）を図った薬局における訪問薬剤管理指導の積極的な取組の促進	→ 18	・在宅看取り（ターミナルケア）を実施している診療所・病院数 ・ターミナルケアを実施している訪問看護ステーション数 ・麻薬（持続注射療法を含む）の調剤かつ訪問薬剤管理指導を実施している薬局数（医療・介護） ・無菌製剤（TPN輸液を含む）の調剤かつ訪問薬剤管理指導を実施している薬局数
24	・訪問診療を担う診療所及び病院の機能強化の促進 ・訪問看護ステーションの機能強化の促進	→ 19	在宅医療を担う機関において24時間連絡対応可能な体制を確保できている 機能強化型在宅療養支援診療所・病院数、在宅療養支援診療所・病院数 ・機能強化型訪問看護ステーション数（医療保険） ・看護体制強化加算の届け出をしている訪問看護事業所数（介護保険） 24時間対応可能な薬局数
25	意思決定支援やACPを踏まえた関わり方・サービス提供が行われるよう、県民はもとより在宅医療・介護従事者に対する研修等の実施の促進	→ 20	・患者や家族等に対し、自宅や住み慣れた地域で受けられる看取りに関する適切な情報提供ができています ・患者の意思決定支援が可能な体制が確保できている

番号	B 中間アウトカム
4	急変時に連絡対応可能な体制があり、かつ、必要な場合は在宅医療を担う機関及び入院医療機関との円滑な連携による診療体制が確保できている【再掲】
	機能強化型在宅療養支援診療所・病院数、在宅療養支援診療所・病院数
	・機能強化型訪問看護ステーション数（医療保険） ・看護体制強化加算の届け出をしている訪問看護事業所数（介護保険）
	24時間対応可能な薬局数

番号	A 最終アウトカム
1	在宅での療養を望む県民が、医療や福祉を受けながら、生涯住み慣れた地域で自分らしい生活ができている【再掲】
	在宅看取り数（自宅及び老人ホームでの看取り数＝在宅患者訪問診療料の算定件数）

5	患者が望む場所での看取りが実施できている
	在宅ターミナルケアを受けた患者数
	訪問看護によるターミナルケアを受けた患者数・利用者数
	在宅看取り数（自宅及び老人ホームでの看取り数）

第8次新潟県地域保健医療計画「在宅医療等」指標

No.	アウトカム	指標名	再掲	定義	調査名	調査年	単位	新潟県							(参考) 全国			
								目標値 (R11)	現状値	下越	新潟	県央	中越	魚沼		上越	佐渡	
A 1	在宅での療養を望む県民が、医療や福祉を受けながら、生涯住み慣れた地域で自分らしい生活ができていく	在宅看取り数（自宅及び老人ホームでの看取り数）		看取り加算を算定した1ヵ月あたり患者数（月平均）	KDBシステムデータ（厚生労働省集計）	令和2年度	人	増加	118.3	7.7	44.5	6.0	18.5	14.8	26.1	0.7		
B 1	在宅療養において医療を必要とする患者への在宅医療の提供が可能な体制が確保されている	訪問診療を受けた患者数		在宅患者訪問診療料（同一建物居住者以外及び同一建物居住者）を算定した1ヵ月あたり患者数（月平均）	KDBシステムデータ（厚生労働省集計）	令和2年度	人		13,041	9,254	582.6	3,709.2	497.6	1,673.2	781.6	1,893.6	116.2	
		訪問看護利用者数（医療）		1B230「訪問看護療養費」算定の対象者数（月平均）（サービス提供元「県外」を除く）	KDB	令和3年度	人	増加	4,125.5	195.5	2,576.7	281.8	550.9	164.8	330.7	25.0		
		訪問看護利用者数（介護）		1B220「訪問看護【看護師】_介護」算定の対象者数（月平均）（サービス提供元「県外」を除く）	KDB	令和3年度	人	増加	7,537.9	417.9	3,287.9	681.9	1,733.8	592.3	717.6	106.6		
B 2	入院医療機関と在宅療養に係る機関の連携による、継続的な医療提供ができていく	退院支援（退院調整）を受けた患者数		A246 退院調整加算（退院時1回）の算定件数（レセプト件数）	NDB	令和3年度	人	増加	41,273	7,444	*	4,910	13,579	4,805	9,474	1,061		
B 3	在宅療養に係る機関の連携強化により、在宅療養者とその家族を支えるためのサービスが継続的・包括的に提供できている	訪問診療を受けた患者数	○	在宅患者訪問診療料（同一建物居住者以外及び同一建物居住者）を算定した1ヵ月あたり患者数（月平均）	KDBシステムデータ（厚生労働省集計）	令和2年度	人		13,041	9,254	582.6	3,709.2	497.6	1,673.2	781.6	1,893.6	116.2	
		小児の訪問診療を受けた患者数		C001在宅患者訪問診療料算定件数 定期的な訪問診療の 訪問診療を受けた患者数（15歳未満）（算定回数）	NDB	令和3年度	人	増加	27									
		訪問看護利用者数（医療）	○	1B230「訪問看護療養費」算定の対象者数（月平均）（サービス提供元「県外」を除く）	KDB	令和3年度	人	増加	4,125.5	195.5	2,576.7	281.8	550.9	164.8	330.7	25.0		
		訪問看護利用者数（介護）	○	1B220「訪問看護【看護師】_介護」算定の対象者数（月平均）（サービス提供元「県外」を除く）	KDB	令和3年度	人	増加	7,537.9	417.9	3,287.9	681.9	1,733.8	592.3	717.6	106.6		

第8次新潟県地域保健医療計画「在宅医療等」指標

No.	アウトカム	指標名	再掲	定義	調査名	調査年	単位	新潟県								(参考) 全国		
								目標値 (R1)	現状値	下越	新潟	県央	(参考) 二次医療圏 中越	魚沼	上越		佐渡	
3	在宅療養に係る機関の連携強化により、在宅療養者とその家族を支えるためのサービスが継続的・包括的に提供できている	小児の訪問看護利用者数		15歳未満の利用者の訪問看護療養費明細書の延べ件数	審査支払機関(国保中央会、支社)の「訪問看護療養費明細書」データ	令和3年度	人	増加	1,971	192	1,062	90	215	128	284	0		
		訪問歯科診療を受けた患者数		C000 「歯科訪問診療料(1・2・3の合算)」のレセプト件数(年間・延べ)	厚生労働省保健医療課「訪問診療」データ(NDB)データより集計	令和2年度	件(人口10万対)	増加	2,260.9	1,210.1	3,040.3	2,004.8	2,572.9	501.6	1,458.6	*	4,588.4	
		訪問歯科衛生指導を受けた患者数		C001 「訪問歯科衛生指導料(1・2・3の合算)」のレセプト件数(年間・延べ)	厚生労働省保健医療課「訪問診療」データ(NDB)データより集計	令和2年度	件(人口10万対)	増加	944.8	411.5	1,311.0	910.5	1,015.4	38.3	696.3	439.5	1,832.8	
		訪問薬剤管理指導を受けた患者数(医療)		薬局における訪問薬剤管理指導を受けた患者数(レセプト件数)	NDB	令和3年度	件	増加	3,136	453	1,065	256	418	228	684	32	305,032	
		訪問薬剤管理指導を受けた患者数(介護)		「居宅療養管理指導」「介護予防居宅療養管理指導」のうち、薬剤師が行うもののレセプト件数	介護DB	-	件	増加	42,724	2,617	20,988	3,409	6,005	1,208	8,298	199	6,949,637	
		小児の訪問薬剤管理指導を受けた患者数		「在宅患者訪問薬剤管理指導料」を算定された15歳未満の患者の数	NDB	令和3年度	人	増加	161									
		麻薬の調剤かつ訪問薬剤管理指導を受けた患者数(医療)		「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の「麻薬管理指導加算」を算定された患者の数	NDB	令和3年度	人	増加	23									
		麻薬の調剤かつ訪問薬剤管理指導を受けた患者数(介護)		「居宅療養管理指導」の薬剤師居宅療養Ⅱ1～6・特薬又は、「介護予防居宅療養管理指導」の予防薬剤師居宅療養Ⅱ1～6・特薬のいずれかを算定された患者の数	介護DB	-	人	増加	102									
		無菌調剤の調剤かつ訪問薬剤管理指導を受けた患者数		「調剤料」の「無菌製剤処理加算」を算定された患者の数(レセプト件数)	NDB	令和3年度	人	増加	112									
		訪問栄養食事指導を受けた患者数		0009 「在宅患者訪問栄養食事指導料(1・2の合算)」のレセプト件数(年間・延べ)	NDB	令和3年度	人	増加	20									4,088
4	急変時に連絡対応可能な体制があり、かつ、必要な場合は在宅医療を担う機関及び入院医療機関との円滑な連携による診療体制が確保できている	機能強化型在宅療養支援診療所・病院数		機能強化型在宅療養支援診療所及び在宅療養支援診療所の届出機関数	診療報酬施設基準(国東保健厚生局)	令和5年4月時点	増加	130	6	50	7	24	13	30	0			
		機能強化型在宅療養支援診療所・病院数		機能強化型在宅療養支援病院の届出機関数	診療報酬施設基準(国東保健厚生局)	令和5年4月時点	増加	24	2	7	3	1	6	4	1			
		機能強化型訪問看護ステーション数(医療保険)		機能強化型訪問看護管理療養費1～3のいずれかの届出を行っている事業所数	訪問看護ステーションの基準の届出管理状況(国東保健厚生局)	令和5年9月現在	増加	10	1	3	0	3	1	1	1			
		看護体制強化加算の届け出をしている訪問看護事業所数(介護保険)		看護体制強化加算の届け出有の事業所数	届出受理状況(新潟県)	令和5年度	増加	35										
		24時間対応可能な薬局数		「調剤基本料」の「地域支援体制加算」を算定している薬局の数	NDB	令和3年度	件	増加	363	32	150	39	47	26	63	6	21,984	

第8次新潟県地域保健医療計画「在宅医療等」指標

No.	アウटकーム	指標名	再掲	定義	調査名	調査年	単位	新潟県							(参考) 全国		
								目標値 (R1)	現状値	下越	新潟	県央	中越	魚沼		上越	佐渡
5	在宅療養後方支援病院等、在宅医療を支援する病院が増加している	在宅療養後方支援病院数		在宅後方支援病院の届出施設数	診療報酬施設基準 (関東信越厚生局)	令和5年4月時点	増加	9	1	2	1	2	1	1	1		
		機能強化型在宅療養支援病院及び在宅療養支援病院数	○	機能強化型在宅療養支援病院及び在宅療養支援病院の届出機関数	診療報酬施設基準 (関東信越厚生局)	令和5年4月時点	増加	24	2	7	3	1	6	4	1		
6	入院医療機関において、入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援を開始している	入院支援加算を算定している機関数		2L101「入院支援加算1」又は2L102「入院支援加算2」入を算定した機関数 (月平均) (サービス提供元「県外」除く)	KDB	令和3年度	増加	443.7	42.6	215.9	69.4	51.8	32.0	25.0	7.1		
		入院時情報連携加算を算定している居宅介護支援事業所数		2J100「居宅介護支援・入院時情報連携加算」を算定した機関数 (月平均) (サービス提供元「県外」除く)	KDB	令和3年度	増加	421.7	30.6	170.6	41.6	72.6	30.7	56.3	19.2		
7	入院医療機関と在宅療養に係る機関の間で、退院後の患者の病状変化やその対応に係る情報共有ができています	退院時共同指導料を算定している機関数		2L202「退院時共同指導料2」を算定した機関数 (月平均) (サービス提供元「県外」除く)	KDB	令和3年度	増加	30.6	1.7	18.1	3.3	3.0	1.5	3.0	0.1		
		退院退所加算を算定している居宅介護支援事業所数		2J200「居宅介護支援・退院・退所加算」を算定した事業所数 (月平均) (サービス提供元「県外」除く)	KDB	令和3年度	増加	257.7	24.0	97.2	22.6	42.2	18.3	46.2	7.2		
8	地域包括支援センター、入院医療機関、在宅療養支援診療所又は居宅介護支援事業所等から患者に対し、在宅療養に必要なサービスを適切に紹介できている																
9	在宅療養に係る機関間で定期的な患者情報の共有ができています																
10	定期的な訪問診療及び訪問看護の実施や多職種との連携により、患者の病状に係る管理が可能な体制が確保できている	訪問診療を実施している診療所数	○	在宅患者訪問診療料 (同一建物居住者以外及び同一建物居住者) を算定した診療所数	KDBシステムデータ (厚生労働省集計)	令和2年度	人	増加	439	39	154	36	101	25	77	7	
		訪問診療を実施している病院数	○	在宅患者訪問診療料 (同一建物居住者以外及び同一建物居住者) を算定した病院数	KDBシステムデータ (厚生労働省集計)	令和2年度	人	増加	52	8	17	4	7	8	5	3	
		機能強化型在宅療養支援診療所・病院数、在宅療養支援診療所・病院数	○	機能強化型在宅療養支援診療所及び在宅療養支援診療所の届出機関数	診療報酬施設基準 (関東信越厚生局)	令和5年4月時点	増加	130	6	50	7	24	13	30	0		
			○	機能強化型在宅療養支援病院及び在宅療養支援病院の届出機関数	診療報酬施設基準 (関東信越厚生局)	令和5年4月時点	増加	24	2	7	3	1	6	4	1		

第8次新潟県地域保健医療計画「在宅医療等」指標

No.	アウトカム	指標名	再掲	定義	調査名	調査年	単位	新潟県				(参考) 二次医療圏				(参考) 全国	
								目標値 (R1)	現状値	下越	新潟	県央	中越	魚沼	上越		佐渡
C 10	定期的な訪問診療及び訪問看護の実施や多職種との連携により、患者の病状に係る管理が可能な体制が確保できている	1機関あたりの患者数	○	在宅患者訪問診療料(同一建物居住者以外及び同一建物居住者を算定した患者数(月平均)を、算定診療所数で除した数)	KDBシステムデータ(厚生労働省集計)	令和2年度	人	増加	18.9	13.0	21.7	12.3	16.3	19.5	23.3	9.5	
			○	在宅患者訪問診療料(同一建物居住者以外及び同一建物居住者を算定した患者数(月平均)を、算定病院数で除した数)	KDBシステムデータ(厚生労働省集計)	令和2年度	人	増加	18.7	9.4	21.7	14.0	4.0	36.6	20.0	16.5	
		○	訪問看護事業所数	指定訪問看護ステーションの指定を受けた事業所数(休止中除く)	指定訪問看護ステーションの指定一覧(厚生労働省集計)	令和5年10月時点		増加	190	15	93	20	26	11	23	2	
		○	機能強化型訪問看護ステーション数(医療保険)	機能強化型訪問看護管理療養費1~3のいずれかの届出を行っている事業所数	訪問看護ステーションの届出受理状況(医療保険)(厚生労働省集計)	令和5年9月現在		増加	10	1	3	0	3	1	1	1	
		○	看護体制強化加算の届け出をしている訪問看護事業所数(介護保険)	看護体制強化加算の届け出有の事業所数	届出受理状況(新潟県)	令和5年度		増加	35								
			歯科訪問診療を実施している診療所・病院数	C000 「歯科訪問診療料(1・2・3の合算)」の算定医療機関数(年間)	厚生労働省歯科保健調査データ(厚生労働省集計)	令和2年度	件(人口10万対)	増加	23.3	27.8	23.7	24.7	21.1	15.5	27.5	*	17.3
			訪問歯科衛生指導を実施している診療所・病院数	C001 「訪問歯科衛生指導料(1・2・3の合算)」の算定医療機関数(年間)	厚生労働省歯科保健調査データ(厚生労働省集計)	令和2年度	件(人口10万対)	増加	8.0	7.3	8.1	9.4	8.5	3.1	9.4	5.5	6.2
			在宅療養支援歯科診療所数	「在宅療養支援診療所」または「2」の届出を行っている歯科医療機関数	厚生労働省歯科保健調査データ(厚生労働省集計)	令和4年3月末	件(人口10万対)	増加	5.9	9.9	5.0	8.2	5.6	2.5	6.1	7.5	6.7
			訪問薬剤指導を実施する薬局・診療所・病院数(医療)	在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した薬局数	NDB	令和3年度	件	増加	213	23	84	24	34	20	24	4	12,689
			訪問薬剤指導を実施する薬局・診療所・病院数(介護)	「居宅療養管理指導」「介護予防居宅療養管理指導」のうち、薬剤師が行うものの算定事業所数	介護DB	令和3年度	件	増加	624	60	272	63	85	34	101	9	33,082
			小児の訪問薬剤管理指導を実施している薬局数	「在宅患者訪問薬剤管理指導料」を15歳未満の患者に対して算定している薬局の数	NDB	令和3年度		増加	226								
			訪問栄養食事指導を受けた患者数	C009 「在宅患者訪問栄養食事指導料(1・2の合算)」のレセプト件数(年間・延べ)	NDB	令和3年度	人	増加	20								4,088
			訪問リハビリテーションを実施している診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院数(医療)	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料(同一建物居住者以外、同一建物居住者を算定した機関数(月平均))	KDB	令和3年度		増加	22.0	1.7	11.7	1.8	3.8	1.0	1.9	0.0	
	訪問リハビリテーションを実施している診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院数(介護)	訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションを算定した機関数(月平均)	KDB	令和3年度		増加	135.5	17.1	47.1	15.2	22.3	10.8	18.3	4.8			

第8次新潟県地域保健医療計画「在宅医療等」指標

No.	アウトカム	指標名	再掲	定義	調査名	調査年	単位	新潟県								(参考) 全国		
								目標値 (R1)	現状値	下経	新潟	県央	(参考) 二次医療圏 中経	魚沼	上経		佐渡	
11	・身近な地域で在宅歯科医療が受けられる体制が整備されている ・在宅歯科医療連携室等を通じ、歯科診療所と後方支援機能を有する病院歯科との連携や歯科連携など、関係者の連携体制が整備されている	歯科訪問診療を実施している診療所・病院数	○	C000 「歯科訪問診療料(1・2・3の合算)」の算定医療機関数(年間)	厚生労働省歯科保健医療データブック(NDBデータ)	令和2年度	件(人口10万対)	増加	23.3	27.8	23.7	24.7	21.1	15.5	27.5	*	17.3	
		訪問歯科衛生指導を実施している診療所・病院数	○	C001 「訪問歯科衛生指導料(1・2・3の合算)」の算定医療機関数(年間)	厚生労働省歯科保健医療データブック(NDBデータ)	令和2年度	件(人口10万対)	増加	8.0	7.3	8.1	9.4	8.5	3.1	9.4	5.5	6.2	
		在宅療養支援歯科診療所数	○	「在宅療養支援診療所」または「2」の届出を行っている歯科医療機関数	厚生労働省歯科保健医療データブック(厚生省・施設基準の届出状況)	令和4年3月末	件(人口10万対)	増加	5.9	9.9	5.0	8.2	5.6	2.5	6.1	7.5	6.7	
12	医薬品や医療機器等の提供を円滑に行うための体制が確保できている	訪問薬剤指導を実施する薬局・診療所・病院数(医療)	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した薬局数	NDB	令和3年度	件	増加	213	23	84	24	34	20	24	4	12,689	
		訪問薬剤指導を実施する薬局・診療所・病院数(介護)	○	「居宅療養管理指導」「介護予防居宅療養管理指導」のうち、薬剤師が行うもの算定事業所数	介護DB	令和3年度	件	増加	624	60	272	63	85	34	101	9	33,082	
		麻薬(持続注射療法を含む)の調剤かつ訪問薬剤管理指導を実施している薬局数(医療)	○	「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の「麻薬管理指導加算」を算定している薬局の数	NDB	令和3年度	件	増加	6									1,363
		麻薬(持続注射療法を含む)の調剤かつ訪問薬剤管理指導を実施している薬局数(介護)	○	「居宅療養管理指導」の「薬剤師居宅療養Ⅱ1・6・特薬」又は「介護予防居宅療養管理指導」の「予防薬剤師居宅療養Ⅱ1・6・特薬」のいずれかを算定している薬局の数	介護DB	-	件	増加	22									5,073
		無菌製剤(TPN輸液を含む)の調剤かつ訪問薬剤管理指導を実施している薬局数	○	「調剤料」の「無菌製剤処理加算」を算定している薬局の数	NDB	令和3年度	件	増加	15									1,030
13	患者の状態に応じた栄養管理や適切な食事提供に資する情報を提供する体制が確保できている	訪問栄養食事指導を受けた患者数	○	C009 「在宅患者訪問栄養食事指導料(1・2の合算)」のレポート件数(年間・延べ)	NDB	令和3年度	人	増加	20								4,088	
14	在宅療養に関わる医療・介護従事者等による、身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供できる体制が確保できている	訪問リハビリテーションを実施している診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院数(医療)	○	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料(同一建物居住者以外、同一建物居住者)を算定した機関数(月平均)	KDB	令和3年度	増加	22.0	1.7	11.7	1.8	3.8	1.0	1.9	0.0			
		訪問リハビリテーションを実施している診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院数(介護)	○	訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションを算定した機関数(月平均)	KDB	令和3年度	増加	135.5	17.1	47.1	15.2	22.3	10.8	18.3	4.8			

第8次新潟県保健医療計画（在宅医療）ロジックモデル（概要版）

個別施策

初期アウトカム

中間アウトカム

最終アウトカム

【訪問診療・訪問看護の基盤整備】

- ・在宅医療の実施の促進
- ・訪問診療を担う病院の機能強化
- ・訪問看護ステーションの整備
- ・訪問看護ステーション機能強化



訪問診療を提供する診療所、病院が増加している
1機関あたりの訪問診療患者数が増加している
地域の資源の状況に応じ、訪問看護を提供する機関が増加している
1機関あたりの訪問看護利用者数が増加している

在宅療養において医療を必要とする患者への在宅医療の提供が可能
な体制が確保されている

在宅での療養を望む県民が、医療や福祉を受けながら、生涯
住み慣れた地域で自分らしい生活ができ
ている

【在宅医療の支援】

- ・夜間や患者急変時の一時受け入れ支援を行う。



在宅療養後方支援病院等、在宅医療を支援する病院が増加している

【退院支援】

- ・入退院支援のルール作成
- ・在宅療養に係る必要な情報を相互に共有



入院医療機関において、入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援を開始している

入院医療機関と在宅療養に係る機関の連携により、継続的な医療提供ができ
ている

【日常の療養生活の支援】

- ・在宅療養に必要なサービスの紹介が可能な体制の構築促進
- ・医療・介護・福祉従事者間の患者情報共有する仕組み構築
- ・医療関係者への普及啓発による病院等への在宅医療の実施
- ・訪問看護ステーション整備促進



地域包括支援センター又は入院医療機関等から患者に対し、在宅療養に必要なサービスを適切に紹介できている
在宅療養に係る機関間で定期的な患者情報の共有ができている
定期的な訪問診療及び訪問看護の実施や多職種との連携により、患者の病状に係る管理が可能な体制が確保できている

在宅療養に係る機関の連携強化により、在宅療養者とその家族を支えるためのサービスが継続的・包括的に提供できている

- ・歯科医師会等と連携した在宅歯科医療の取組の促進
- ・薬剤師会等と連携した訪問薬剤管理指導の取組の促進
- ・栄養士会等による在宅栄養管理の実施に向けた取組の促進
- ・訪問リハビリを実施する体制整備

身近な地域で在宅歯科医療が受けられる体制が整備されている
医薬品や医療機器等の提供を円滑に行うための体制が確保できている
患者の状態に応じた栄養管理や適切な食事提供に資する情報を提供する体制が確保できている
在宅療養に関わる医療・介護従事者等による、身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供できる体制が確保できている

【急変時の対応】

- ・訪問診療を行う病院の機能強化
- ・夜間や患者急変時の一時受け入れ支援を行う。
- ・救急キットやICTの活用



在宅医療を担う機関において24時間連絡対応可能な体制を確保できている
入院医療機関において、在宅療養者の病状が急変した際の受け入れ体制がある
急変時の連絡先や対応等を想定し、関係する機関間での情報共有ができている

急変時に連絡対応可能な体制があり、かつ、必要な場合は在宅医療を担う機関及び入院医療機関との円滑な連携による診療体制が確保できている

【看取り】

- ・訪問診療を行う病院の機能強化
- ・訪問看護ステーションの機能強化
- ・在宅医療従事者への研修実施



住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを実施できる体制が構築できている
在宅医療を担う機関において24時間連絡対応可能な体制を確保できている
患者や家族等に対し、自宅や住み慣れた地域で受けられる看取りに関する適切な情報提供ができている

患者が望む場所での看取りが実施できている